

36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

ご存じの方も多いと思いますが、2019（平成 31）年 4 月より、36（サブロク）協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられています。

厚生労働省では、時間外労働及び休日労働を適正なものとするを目的として、36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、指針を策定しています。指針の内容について、以下の通り、ご案内させていただきます。

36 協定の締結に当たって留意していただくべき事項

- 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。（指針第 2 条）
- 使用者は、36 協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。（指針第 3 条）
 - ◆36 協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第 5 条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。
 - ◆「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達）において、「1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が月 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること」さらに、「1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が月 100 時間又は 2～6 か月平均で 80 時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていること」に留意しなければなりません。
- 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。（指針第 4 条）
- 臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月 45 時間・年 360 時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。（指針第 5 条）
- 1 か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（1 週間：15 時間、2 週間：27 時間、4 週間：43 時間）を超えないように努めてください。（指針第 6 条）
- 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。（指針第 7 条）
- 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。
- 限度時間が適用除外されている業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。（指針第 9 条）

以上のとおり、時間外労働及び休日労働について留意すべき事項をまとめました。

指針のリンクについてはこちらです。<https://www.mhlw.go.jp/content/000903652.pdf>

ご不明な点などございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

令和7・8年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	URL	3月	4月	5月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合講座 労働法令	1. 労働実務基礎講習(半日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01	10	9	13	無料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02		14		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 社会保険労務士試験受験対策総合講座(13日間)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a04	詳細はホームページからご覧ください					
ナセ労働 ミニ	1. カスハラ防止対応経営者 管理者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/108e4b6	18			6,900	9,130	名北労働基準協会
衛安 生全	1. 名古屋・尾張労働災害防止大会	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/3cf7977	3			資料代1,000円		ウィルあいち
社員教育	1. 管理能力向上研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02	4			6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05	3			6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. ハラスメント防止研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11			26	6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. 人事考課者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03			18	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. アンガーマネジメント研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2			27	6,000	7,000	名北労働基準協会

西尾会場

青色は確定

黄色は案

2026年2月24日確定状況

西尾労働基準協会

令和8年度(2026年度) 技能講習、特別教育、安全教育

会場が決まり次第確定

	対象	労働安全衛生法	会場 上段:学科 下段:実技	令和8年 2026年												令和9年 2027年			受講料(円) 消費税込み	内訳 上:受講 下:テキスト
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					

技能講習(愛知労働基準協会主催)

ガス溶接作業 (学科2日、実技1日)	従事者	第61条	学科	西尾コンベンションホール							2							13,780	12,900 880
			実技	アイシン								5							
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 (学科2日)	監督者	第14条	学科	西尾コンベンションホール			9,10	16,17										13,780	11,800
			実技	—															

特別教育(西尾労働基準協会主催)

アーク溶接	(3日)	従事者	第59条	学科	にしん文化会館							19,20					23,210	22,000 1,210
			3項	実技	アイシン								21					

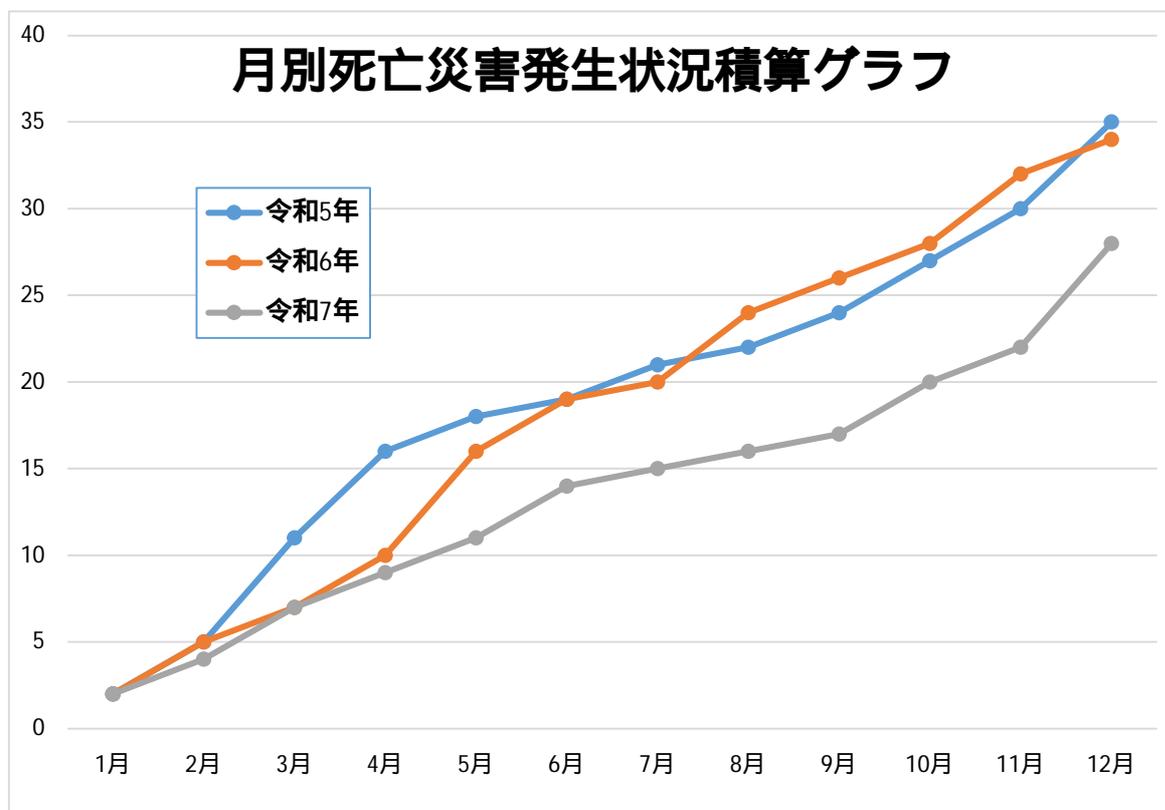
法定安全教育(西尾労働基準協会主催)

新:熱中症予防管理者	(1日)	管理者	基安発 0229第一号	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)			26	3									会員	14,540	13,000 1,540
化学物質管理責任者 CREATE-SIMPLE実習あり 化学物質事例をCDで提供	(1日)	管理者	安衛則 第12条の5	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)		22						27					会員	21,760	20,000 1,760
保護具着用管理責任者	(1日)	管理者 10~49名	第12条 2項	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)					28					11			会員	19,650	18,000 1,650
安全衛生推進者養成 RA全体事例をCDで提供	(2日)	管理者 10~49名	第12条 2項	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)									28, 29				会員	20,430	19,000 1,430
安全管理者選任時 RA全体事例をCDで提供	(1日)	管理者 50名以上	第11条	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)							15				12		会員	20,650	19,000 1,650
職長・現場監督者 安全衛生	(2日)	監督者	第60条	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)											25, 26		会員	16,880	16,000 880
雇入時(新入者) 安全衛生	(1日)	新入者	第59条	学科	にしん文化会館 (西尾市文化会館)												31	会員	9,968	9,000 968

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和8年2月9日 現在の速報値)

()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和7年(速報値)	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製 造 業	製 造 業	7	6 (1)	8 (1)
	食 料 品 製 造 業			1
	化 学 工 業	1		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2		
	金 属 製 品	1	1	1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	2 (1)	3 (1)
	そ の 他	2	3	3
建 設 業	建 設 業	7 (1)	8 (2)	9 (2)
	土 木 工 事 業	3 (1)	2 (1)	2 (1)
	建 築 工 事 業	1	3	3
	そ の 他	3	3 (1)	4 (1)
陸 上 貨 物 運 送 事 業	4 (3)	3 (1)	3 (1)	
商 業	商 業	5 (3)	8 (6)	9 (6)
	卸 売 業	2 (1)	1	1
	小 売 業	2 (2)	6 (5)	7 (5)
	そ の 他	1	1 (1)	1 (1)
清 掃 ・ と 畜 業	3	2	2	
上 記 以 外 の 事 業	2 (1)	3 (1)	3 (1)	
合 計	28 (8)	30 (11)	34 (11)	



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をバケットでつかみ、巻き上げたところ、バケットが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を掻き落とす作業をしていた被災者が、バケットと船倉壁面に挟まれ死亡したものの。
	事業場 規模	10～29名 業種 港湾運送業 40代 積み卸し作業者 経験 1年
R7.1.20. 2025 14:30	転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。
	事業場 規模	9名以下 業種 土木工事業 60代 その他の運転手 経験 30年
R7.2.4. 2025 16:15	転倒 起因物なし	会社倉庫の駐車場においてアスファルトを歩いた際、誤って足がもつれ滑って転倒し、後頭部をアスファルトで打撲。
	事業場 規模	10～29名 業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転手 経験 0年
R7.2.6. 2025 12:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	農作物を自動車で運送している途中で、停止していたトラックに気づかず追突し、死亡したものの。
	事業場 規模	9名以下 業種 農業 50代 農耕従事者 経験 1年
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したものの。
	事業場 規模	300～499名 業種 輸送用機械等製造業 40代 その他の職種 経験 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したものの。
	事業場 規模	100～299名 業種 化学工業 10代 製造業 経験 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
	事業場 規模	9名以下 業種 商業 70代 配達員 経験 15年
R7.4.1. 2025 10:30	墜落・転落 階段・さん橋	2階から1階にかけての階段で、掃除機をかけながら後ろ向きに降りていたところ、階下に転落し、その後亡くなったもの。
	事業場 規模	9名以下 業種 清掃・と畜業 70代 清掃員 経験 7年
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。
	事業場 規模	1000名以上 業種 鉄鋼業 20代 製鉄工、製鋼工 経験 5年
R7.5.13. 2025 15:00	その他 起因物なし	恒常的な長時間労働(発症前に90時間超の時間外労働あり)を行ったことが要因となり、事業場内の自席において、パソコンのデスクワーク中に死亡したものの。
	事業場 規模	50～99名 業種 商業 50代 事務員 経験 33年
R7.5.19. 2025 14:30	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	倉庫のコンテナ内で作業を行っていた被災者が、フォークリフトで荷が積み込まれた際に、その荷とコンテナ内にある荷との間に挟まれ、亡くなったもの。
	事業場 規模	9名以下 業種 鉄鋼業 60代 作業員 経験 6年
R7.6.8. 2025 9:35	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	店舗商品を納品するため路上駐車し、納品終了後次の店舗に向かう前に荷室の荷物整理を行っていたところ、後方に車両が追突し負傷し、医療機関に救急搬送されたが亡くなったもの。
	事業場 規模	30～49名 業種 道路貨物運送業 50代 貨物自動車運転者 経験 5年
R7.6.23. 2025 13:25	感電 電力設備	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電し被災したものの。
	事業場 規模	500～999名 業種 パルプ・紙・紙加工品製造業 30代 作業員・技能者 経験 13年
R7.6.27. 2025 4:00	交通事故(道路) トラック	交差点付近で、被災者が運転していた大型トラックが、停車していた大型トラックの後部に追突したものの。
	事業場 規模	9名以下 業種 道路貨物運送業 60代 貨物自動車運転者 経験 41年

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.7.15. 2025 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が運転する中型トラックが前方の大型トラックに追突し、心肺停止で死亡が確認されたもの。
	事業場規模	9名以下 業種 道路貨物運送業 40代 トラック運転手 経験 0年
R7.8.25. 2025 11:50	感電 電力設備	電気使用設備追加工事の受注にあたって事前確認のため分電盤を開き、余剰能力の確認を行っていたところ分電盤内の活線に触れ感電し、死亡したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 その他の建設業 20代 電気工 経験 5年
R7.9.27. 2025 12:00	飛来・落下 混合機、粉砕機	破砕機の破損した軸と軸受の交換作業中、ジャッキで支えていた破砕機の稼働刃が落下、被災者の下半身に落ち、死亡したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 その他の建設業 40代 建設作業員 経験 19年
R7.10.7. 2025 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が、商品を配送するため道路をトラックで運転中、左カーブを全く曲がらなかったため、トラックがガードレールに激突し、反対車線まで跳ね返った後、停止した。被災者は、その後、死亡が確認された。
	事業場規模	9名以下 業種 商業 60代 運転者 経験 5年
R7.10.17. 2025 11:00	墜落・転落 その他の乗物	10tミキサー車へ積み込み作業の補助をするため、後方ステップに乗り、積み込みを行った後、被災者がステップから降りる途中で運転手がミキサー車を発進させたため、バランスを崩し、ステップから墜落し、医療機関にて加療していたが死亡。
	事業場規模	9名以下 業種 窯業土石製品製造業 50代 作業員 経験 13年
R7.10.20. 2025 14:00	交通事故(道路) トラック	道路の除草作業を行い、刈り取った草をパッカー車に積み込み運搬していた。その際に、歩道に乗り上げ街路樹・街路灯等をなぎ倒して走行し、最終的に変圧器に衝突して横転したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 土木工事業 50代 経験 1年
R7.11.12. 2025 8:40	墜落・転落 開口部	中二階の荷を1階に降ろすため、1階に駐車したフォークリフトのフォークにパレットを差し込み、パレットを中二階に上げ、被災者は中二階に上がり、パレットに荷を積む作業をしていたところ、中二階から墜落したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 金属製品製造業 60代 金属プレス従事者 経験 9年
R7.11.14. 2025 23:30	墜落・転落 足場	橋梁の補修工事において足場の解体作業を行っていたところ、足場が揺れてバランスを崩し、高さ14メートルから墜落し、死亡したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 土木工事業 30代 経験 15年
R7.12.2. 2025 0:46	はさまれ・巻き込まれ その他の食品加工用機械	うどん生地製造用ミキサーのドラム内の清掃を行うため、ドラム開口面を上から下にするため、スイッチを入れ、ドラムを回転させていた際、回転していたドラムとミキサーのフレームに頭部等を挟まれ死亡したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 清掃・と畜業 60代 清掃作業員 経験 1年
R7.12.4. 2025 13:10	激突され その他の乗物	浄化槽の清掃を行うため、ホースの準備をしていたところ、停車したパキュームカー(4t)が逸走し被災者が轢かれもの。
	事業場規模	50～99名 業種 清掃・と畜業 70代 作業員 経験 26年
R7.12.18. 2025 10:30	墜落・転落 その他の用具	高さ1.7mにある荷置き場での作業を終え、降りるため、脚立に乗り移ろうとした際、転落したもの。
	事業場規模	10～29名 業種 その他の建設業 80代 経験 年
R7.12.20. 2025 11:20	飛来・落下 エレベータ・リフト	テナントビル新築工事現場において、外部足場に設置されたロングスパン工用エレベータの下を通路として、エレベーターピットへの土砂搬入作業に従事していたところ、無人で降下してきたロングスパン工用エレベータ搬器の下敷きとなり、病院に搬送されるもその後死亡したもの。
	事業場規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 60代 建設作業員 経験 40年
R7.12.24. 2025 14:00	墜落・転落 フォークリフト	プラットフォーム上でフォークリフトを旋回中に墜落し、プラットフォームの下に駐車中のトラックとフォークリフトの間に挟まれて死亡した。
	事業場規模	9名以下 業種 商業 70代 作業員 経験 47年
R7.12.27. 2025 5:50	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	新聞配達中、バイクで駐車中のトラックに追突したもの。
	事業場規模	30～49名 業種 商業 60代 新聞配達員 経験 年

令和7年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和8年1月末現在

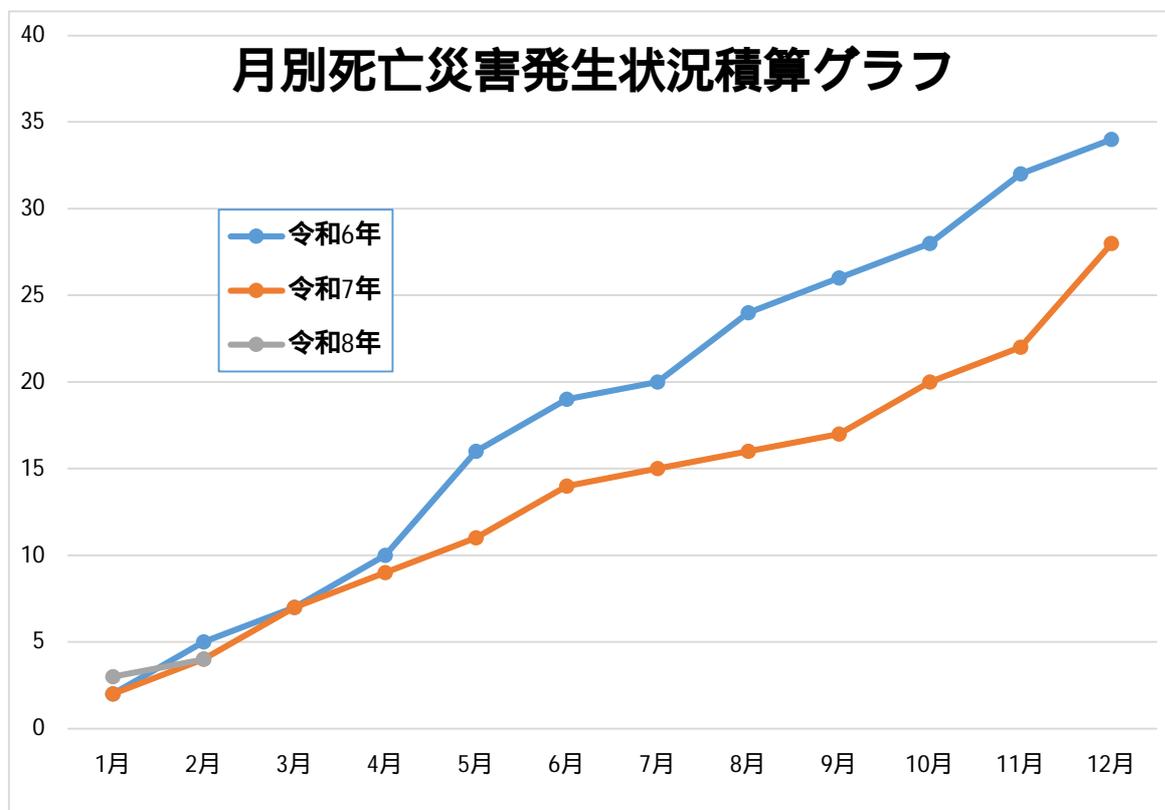
業 種		年 別		増 減			
		令和7年	令和6年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		62		70		-8	-11.4%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	7		10		-3	-30.0%
	織 維 工 業	8		6		+2	+33.3%
	鉄 鋼 業	11		6		+5	+83.3%
	金 属 製 品	7		6		+1	+16.7%
	一 般 機 械 器 具	4		3		+1	+33.3%
	輸 送 機 械 製 造	6		20		-14	-70.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	19		19		0	0.0%
建 設 業		14		21		-7	-33.3%
建 設 業	土 木 工 事 業	4		7		-3	-42.9%
	建 築 工 事 業	5		10		-5	-50.0%
	そ の 他 の 建 設 業	5		4		+1	+25.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		12		11		+1	+9.1%
小 売 業		20		21		-1	-4.8%
小 売 業	新 聞 販 売	4		3		+1	+33.3%
	そ の 他 の 小 売 業	16		18		-2	-11.1%
通 信 業		5		3		+2	+66.7%
社 会 福 祉 施 設		8		15		-7	-46.7%
飲 食 店		6		3		+3	+100.0%
清 掃 ・ と 畜 業		3		5		-2	-40.0%
上 記 以 外 の 事 業		24		20		+4	+20.0%
合 計		154	0	169	0	-15	-8.9%

※ 死亡者数は内数

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和8年2月9日 現在の速報値)

()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和8年速報値	令和7年同時期(速報値)	令和7年暫定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業			7
	化 学 工 業			1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			2
	金 属 製 品			1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			1
	そ の 他			2
	建 設 業	2		7 (1)
建 設 業	土 木 工 事 業	1		3 (1)
	建 築 工 事 業			1
	そ の 他	1		3
陸 上 貨 物 運 送 事 業			4 (3)	
商 業	卸 売 業			5 (3)
	卸 売 業			2 (1)
	小 売 業			2 (2)
	そ の 他			1
清 掃 ・ と 畜 業			3	
上 記 以 外 の 事 業	2	1	2 (1)	
合 計	4	1	28 (8)	



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R8.1.10. 2026 10:00	墜落・転落 立木等	敷地内の庭木剪定中に脚立上(高さ3.5m)から転落したもの。
	事業場 規模	10～29名 業種 教育・研究業 70代 用務員 経年 年
R8.1.21. 2026 10:00	激突され フォークリフト	事業場内において人の立ち入りを制限がされている区画内に、労働者が立ち入り荷役機械に轢かれたもの。
	事業場 規模	9名以下 業種 港湾運送業 60代 経年 年
R8.1.27. 2026 10:00	飛来・落下 その他の材料	解体現場において、解体物片を集積場に落としたところ、集積場で作業をしていた被災者に激突した。
	事業場 規模	9名以下 業種 土木工事業 60代 作業員 経年 12年
R8.2.3. 2026 15:10	墜落・転落 ゴンドラ	可搬式ゴンドラに乗り、資材の運搬をしていたところ、突りょうが脱落し、突りょうを固定するワイヤーロープの片方が切れ、ゴンドラが傾き、足場板とともに墜落した。
	事業場 規模	9名以下 業種 その他の建設業 30代 建設作業員 経年 年

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和8年1月末現在・旧年発生分)

業種	8年1月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期	業種	8年1月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期	
小計	5	62	70	土石採取業				
製造業	食料品製造業		7	10	建設業	1	14	21
	繊維工業・繊維製品製造業	1	8	7	道路旅客運送業		2	
	木材木製品・木製家具製造業		1		道路貨物運送業		12	11
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業			
	化学工業		4	9	商業		24	24
	窯業・土石製品製造業		2	3	金融・広告業		3	1
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	2	21	8	保健衛生業	1	13	19
	金属製品、金属家具製造業	1	7	7	接客娯楽業		10	6
	一般機械器具製造業		4	3	清掃業		3	5
	電気機械器具製造業		1		ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	1	6	20	その他の事業		11	12
	その他の製造業		1	3	合計	7	154	169

()内は死亡者数を外数で表す。